

## 第4節 騒音・振動

### 1. 工場・事業場・建設作業等

#### (1) 概況

工場・事業場に設置される著しい騒音・振動を発生させる施設を特定施設といい、騒音規制法や振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により定められています。この特定施設を有する工場・事業場を特定工場といい、届出が義務付けられ、法及び条例の規制を受けます。

建設作業で、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機やさく岩機等の作業については特定建設作業として届出が義務付けられ、法による規制を受けます。届出者に対しては、周辺的生活環境に配慮した作業の実施や周辺住民への事前周知の徹底等の指導を行っています。

#### (2) 現状と対策

##### (ア) 騒音・振動苦情の状況

令和元年度（平成31年度）の騒音苦情件数は、総苦情件数248件中41件と全体の17%を占めています。発生源別にみると、工場・事業場、建設作業で騒音苦情の約75%となっています。その他は家庭から発生したものや、店舗から発生したものでした。

振動苦情件数は0件でした。

図 2-4-1 騒音苦情の発生源別内訳

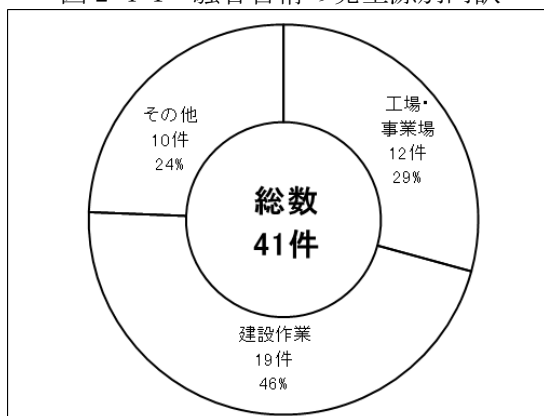
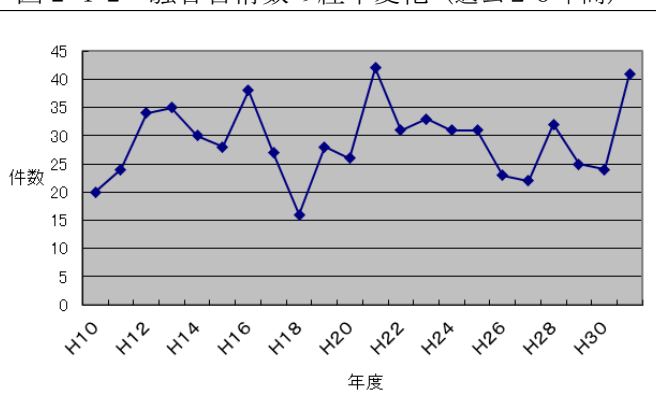


図 2-4-2 騒音苦情数の経年変化（過去20年間）



#### (イ) 工場・事業場

##### ① 特定施設の届出状況（令和元年度（平成31年度））

騒音の届出特定施設数は2, 874件で、内訳は、空気圧縮機等、織機、金属加工機械、印刷機械の順に多く、この4施設で全体の約91%を占めています。一方、振動の届出特定施設数は1, 689件で、内訳は、織機、金属加工機械、圧縮機、合成樹脂用射出成形機の順に多く、この4施設で全体の約79%を占めています。

図 2-4-3 騒音規制法の特設施設

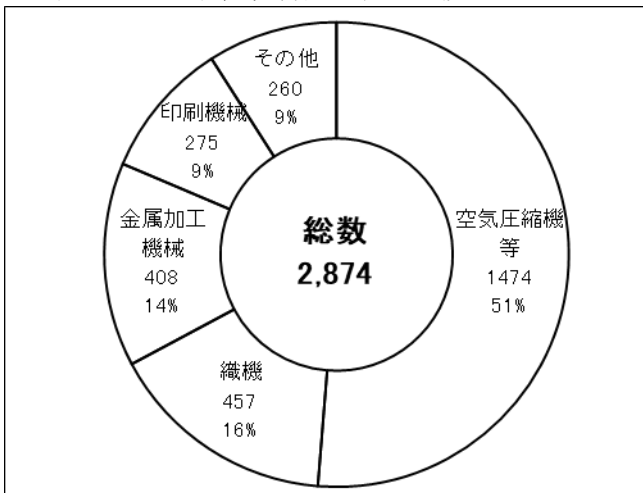
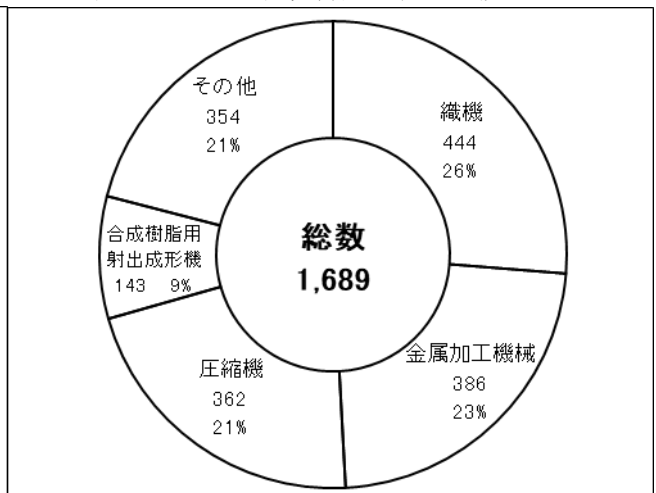


図 2-4-4 振動規制法の特設施設



② 特定工場への立ち入り調査結果

令和元年度（平成31年度）は、苦情相談があった樹脂コーティングを行う事業場について騒音の立ち入り調査を実施しました。

測定の結果が基準値超過であることを確認したため、改善を講じるよう行政指導を実施しました。その後、事業場から改善実施の報告があり、現場にて測定を実施したところ規制基準に適合していました。

(ウ) 特定建設作業

令和元年度（平成31年度）の特定建設作業の届出状況は、さく岩機、杭打ち機を使用する作業がほとんどでした。杭打ちについては、近年、セメントミルク工法等の騒音・振動レベルの低減につながる工法等が多く用いられています。

表 2-4-1 特定建設作業届出件数（騒音規制法）

使用機器種類	28年度	29年度	30年度	元年度
くい打ち、抜き機等	12	8	15	7
さく岩機	44	28	41	38
空気圧縮機	10	9	6	1
バックホウ	3	3	1	3
ブルドーザ	0	2	2	0
計	69	50	65	49

表 2-4-2 特定建設作業届出件数（振動規制法）

使用機器種類	28年度	29年度	30年度	元年度
くい打ち、抜き機等	12	8	14	7
鋼球	0	0	0	0
舗装版破碎機	0	1	0	0
さく岩機	26	14	15	19
計	38	23	29	26

## 2. 自動車騒音・振動

### (1) 概況

主要幹線道路の自動車通行に伴う環境の実態把握を行うため、交通量の多い路線を中心に調査対象路線を選定し、計画的に毎年3路線について騒音・振動調査を実施しています。

令和元年度（平成31年度）は、県道甘木田主丸線、県道城島三瀨線、県道瀬高久留米線の3路線において測定を行いました。

### (2) 現状と対策

#### ① 自動車騒音

調査した3路線全てにおいて環境基準を達成し、また、要請限度についても数値を満たしておりました。

面的評価の結果は、近接空間（道路端から0～20m。ただし、2車線以下は0～15m。）及び非近接空間（道路端から20～50m。ただし、2車線以下は15～50m。）で、調査した3路線で昼夜ともに環境基準を達成しました。

自動車騒音の対策については、バイパス整備等の交通量の分散や交差点改良、道路構造の改善等が挙げられますが、これらの改善には多くの費用と時間を要します。なお、測定結果については庁内関係部局及び道路管理者である関係行政機関に報告しています。

※面的評価・・・「面的評価」とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法。

表 2-4-3 令和元年度（平成31年度）自動車騒音測定結果

[単位: Leq dB(A)]

測定地点	昼（6～22時）			夜（22～6時）		
	測定値	環境基準	要請限度	測定値	環境基準	要請限度
県道甘木田主丸線 (久留米市田主丸町豊城485-1)	61	70	75	55	65	70
県道城島三瀨線 (久留米市城島町檜津749-4)	61			54		
県道瀬高久留米線 (久留米市荒木町荒木1589-1)	60			55		

※ Leq（等価騒音レベル）・・・変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値

② 自動車振動

自動車振動については、全地点全ての時間帯において要請限度の数値を満たしていました。

※振動は環境基準の設定はなされていない。

表 2-4-4 令和元年度（平成 31 年度）自動車振動測定結果

[単位：dB]

測定地点	昼（8～19時）		夜（19～8時）	
	測定値	要請限度	測定値	要請限度
県道甘木田主丸線 (久留米市田主丸町豊城485-1)	49	65	45	60
県道城島三潯線 (久留米市城島町檜津749-4)	45	65	44	60
県道瀬高久留米線 (久留米市荒木町荒木1589-1)	44	65	44	60